諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年10月12日(平成30年(行個)諮問第180号) 答申日:平成31年1月16日(平成30年度(行個)答申第170号) 事件名:本人に係る特定番号の裁決書の不開示決定(適用除外)に関する件

答申書

第1 審査会の結論

「特定番号裁決書(特定矯正管区)」(以下「本件裁決書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月3日付け ○管発第2700号により特定矯正管区長(以下「処分庁」という。)が 行った不開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、本件対象保有 個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

本件裁決書を法45条1項の適用除外規定に該当する文書とするのは 相当でないため。

(2) 意見書

本件裁決書の開示が社会復帰上又は更生保護上の問題となるとはいえず,むしろ開示されないことが不利益であるから原処分の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求は、審査請求人が処分庁に対し、保有個人情報開示請求書により開示請求し、平成30年7月3日付け○管発第2700号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」により、開示請求者本人に係る保有個人情報として「「特定番号裁決書」(特定矯正管区)」(本件対象保有個人情報)について、法45条1項の規定により、本件対象保有個人情報については、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報であり、同項の適用除外規定に該当するものとして、処分庁において保有個人情報の開示をしない旨の決定(原処分)を行ったものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を

求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の同条該当性について 検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の法 4 5 条該当性について
- (1) 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。
- (2) 処分庁において、本件対象保有個人情報は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)157条1項に規定する審査の申請に係る裁決書を請求しているものとして、審査請求人に対して平成30年6月15日付け意思確認等により、本件対象保有個人情報は、刑事施設への収容を前提として作成・保有されるものと考えられ、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報に該当することなどを付記し、請求の維持について確認を求めた上で、原処分を行った。
- (3)本件対象保有個人情報は、刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。
- 3 以上のとおり、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1 項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして、 保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年10月12日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月30日

審査請求人から意見書を収受

④ 平成31年1月11日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件裁決書に記録された保有個人情報である。 処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当 し、法の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして、 これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2)本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否につい で

本件対象保有個人情報は、上記第3の2で諮問庁が説明するとおり、 刑事収容施設法157条1項に規定する審査の申請に係る本件裁決書に 記録された保有個人情報であって、当該審査の申請人である特定個人が 刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成 されるものであると認められる。したがって、これを開示すると、特定 個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかと なり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章 (開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史